

令和 7 年 3 月 定例会

総務委員会会議録

3 月 11 日 (火)

防 府 市 議 会

令和 7 年第 1 回 総務委員会会議録

○日 時 令和 7 年 3 月 11 日 (火) 午前 10 時

○場 所 議会棟 3 階・全員協議会室

○付議事件 議案第 19 号 令和 7 年度防府市競輪事業特別会計予算
議案第 31 号 防府市債権管理条例の制定について

○そ の 他 閉会中の継続調査について

○出席委員 (8 名)

総務委員長	三 原 昭 治
総務副委員長	梅 本 洋 平
総務委員	上 野 忠 彦
〃	宇多村 史 朗
〃	重 田 直 輝
〃	田 中 敏 靖
〃	松 村 学
〃	村 木 正 弘

○欠席委員 (なし)

○委員外議員 (9 名)

石 田 卓 成
河 村 孝
久 保 潤 爾
生 野 美 輪
田 中 健 次
中 谷 哲
原 田 典 子
藤 本 真 未
和 田 敏 明

○説明のため出席した者（5名）

総務部長	白 井 智 浩
総務部次長	宮 本 松 典
収納課長	片 山 裕 美
文化スポーツ観光交流部長	瀬 川 博 巳
文化スポーツ観光交流部次長	工 藤 康 彦

○出席書記

川 越 進 矢

午前 10 時 開議

○三原委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務委員会を開催いたします。

本日の欠席の届出がありました委員はいらっしゃいません。また、執行部におかれましては、欠席する旨の届出はありませんでした。

それでは、さきの本会議において、本委員会に付託となりました案件について審査をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

なお、発言の際は、挙手の後、マイクを手に持って発言されますようにお願ひいたします。

議案第19号 令和7年度防府市競輪事業特別会計予算について

○三原委員長 それでは、議案第19号令和7年度防府市競輪事業特別会計について、執行部の補足説明を求めます。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 おはようございます。文化スポーツ観光交流部でございます。

それでは、議案第19号令和7年度防府市競輪事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算参考資料の410ページをお願いいたします。

まず、予算規模は、歳入歳出ともに319億6,900万円で、令和6年度と比較いたしまして67億8,039万4,000円の増となっております。これは、GⅡグレードのウィナーズカップの開催や競輪の開催日数の増加による売上金の増が主な要因でございます。

それでは、まず歳出について御説明申し上げます。

411ページをお願いいたします。1項競輪場管理費の職員給与費以外につきましては、競輪場選手宿舎や管理棟のLED化工事や第3駐車場整備工事を行います。また、競輪場施設整備基金への積立金と一般会計への繰出金を計上いたしております。

次に、412ページでございます。2項競輪開催費につきましては、賞典費、払戻金、各種委託料、交付金などの競輪事業を運営する上で必要な経費を計上いたしております。

なお、令和7年度は、例年11月に開催するGⅢグレードの開設記念競輪周防国府杯に替え、令和8年3月19日から22日にGⅡグレードのウィナーズカップを防府競輪場にて開催いたします。

次に、413ページをお願いいたします。上段の1項公債費のうち、地方債償還元金につきましては、競輪場メインスタンド建設工事で借り入れた借入金元金の一部を返済するための経費を計上いたしております。

次に、下段の公債費のうち、地方債償還利子につきましては、競輪開催時に必要な資金を借り入れる際の一時借入金の利子及び競輪場施設整備事業の借入金に対する利子の支払い経費を計上いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

歳入につきましては、競輪事業特別会計予算に関する説明書で説明させていただきます。

それでは、予算説明書の526ページ、527ページをお願いいたします。上段の1目入場料につきましては、本場・場外開催時の特別入場料でございます。

次に、2段目の1目車券発売金収入につきましては、防府競輪開催時の本場、インターネット投票及び場外場などの車券発売金収入で、冒頭の予算規模でも御案内しましたが、GⅡグレードのウィナーズカップの開催や競輪開催日数の増加により、308億円の車券発売金収入を計上いたしております。

次、528ページ、529ページをお願いいたします。2段目の1目競輪場施設整備基金繰入金につきましては、メインスタンドの建て替え工事が終わったことから大幅な減となっておりますが、歳出で御説明いたしました競輪場の整備に係る工事費に充当するものでございます。

歳入は以上でございます。

次に、債務負担行為でございます。同じ資料、予算書の30ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為にお示ししておりますように、KEIRINパーク運営業務委託ほか3件の債務負担行為を設定いたしております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○三原委員長 それでは、執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○松村委員 予算参考資料の 411 ページになります。競輪場管理費の中に選手宿舎・管理棟 L E D 化工事、そして、載っていませんけど、さっき言われましたが、第3駐車場の何か工事があるということですが、金額の内訳ともう少し詳しい説明をお願いします。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 競輪場施設整備工事のうちの選手宿舎・管理棟 L E D 化工事につきましては、予算としては 6,000 万円を今計上しております。これにつきましては、メインスタンドにつきましてはこのたび新しく建て替えたところでございますが、ほかの施設、今説明しました競輪宿舎、管理棟ほかの建物については、まだ L E D 化が済んでおりませんので、順次 L E D 化を進めてまいるところでございます。

もう一つの第3駐車場整備工事につきましては、予算規模としては 1 億 6,600 万円でございます。これにつきましては、新しいメインスタンドができたところで、中央駐車場と言いまして、元の野球場のところの駐車場は整備が済んだところでございますが、メインスタンドの東側に当たります野球場のちょっと上辺りに当たります駐車場につきましては、段階的に工事をするということで、駐車場が令和 6 年度の終わりから 7 年度にかけて工事をする予定になっておりまして、実際の工事を行うものでございます。ここについては、御高齢の方とか障害の方向けに、おもいやり駐車場的なそういう位置づけの駐車場を整備しようとするものでございます。

○松村委員 一応工事請負費の予算を見る限りでは 4 億 5,000 万円となっておるんですけど、今の話では 2 億 2,000 万円なんんですけど、何か漏れているものがあるんか、それとも、ほか組み込まれているものがあるか、ちょっと分からんですけど、その辺をお願いします。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 すみません、代表的なものだけピックアップで例示で挙げましたので、実際にほかにも競輪場選手宿舎等の防水工事、それから競走路の改修、G II グレードのウィナーズの開催を控えておりますので、これに準備するため、JKA とかが部分的な工事の指示が出たりしますのでその対応ですとか、あとレクリエーションセンターのトイレの改修工事、洋式化。あと、旧食堂のところを今度の G II ウィナーズカップに向けての投票所を一部増設といいますか、臨時投票所用に増設するための工事などを含めまして 4 億 5,200 万円になっております。

○松村委員 選手宿舎は、私はまた解体して造り直すんかと思ったんですけど、これはあくまでその手前の段階の工事になるんですかね。次は選手宿舎を建て替えるというような話を聞いていたもんですから、これはあくまで選手宿舎の延命とか、新しい L E D とかの工事とこういうことなんんですけど、この辺はどういうふうになっているんでしょうか。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 今議員がおっしゃったように、建て替えるにしてもすぐすぐのことにはなりませんので、長寿命化といいますか、延命しながら、できるだけ持ちこたえられるようにということで、このたびこういった工事を行います。

○松村委員 結構金額も太いんで、建てたほうがいいんじゃないかなとちょっと思ったんですけど、基金も割かしありますんで。今度建てるのは、大体どれぐらいの時期を考えているんですか、建て直すのは。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 まだ詳細は詰まってはいないんですけど、やっぱり10年、15年先を見据えて、今基金も、メインスタンドを建てたばかりですので大分少なくなっています。それで、建て替えのための資金をある程度積立てを続けまして、建て替えられる段取りができた段階でやりたいと思いますんで、それまではどうにか延命しておかなければなりませんので、このたびの工事を行うものでございます。

○松村委員 分かりました。たしかLEDの寿命は10年ということなんで、中途半端になつたらいけんなとは思うんですけど、それぐらいのことを考えているということですね。ということは、結構、私が想定しているより大がかりな工事になるんですかね。何十億という話なのかもしれませんけど、大体どれぐらいを想定していらっしゃるのか、その選手宿舎を建て替えるのに、今現在で。あくまで概算という感じで受け止めておきますけど。分かりますか。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 15億円とか20億円ぐらいはかかるんではなかろうかと思っております。

○松村委員 分かりました。これが終わると、一応競輪場としては大きい整備が終わるんじゃないかと思っているんですが、ほかにもまだ何かありますか。今後、大きいもんが出てきそうなものがあるんですか。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 今議会の一般質問の中でも御質問があったところなんですけど、照明設備についても、やっぱり他場がほとんど整備された状態で、防府競輪場においてもその辺検討しないと、同じような条件でレースをするということがなかなかできなくなっている環境がありますので、その辺を検討すべきかと思っております。

○松村委員 大変いいことだと思います。私の知り合いの競輪をよくやっておられる方からもそういう声がすごく、10年以上前から、防府市は何で照明つけんのかとかいろいろありました。ただ、周辺の住居もありますので、慎重にならざるを得んというのは十分分かるんですけども。これは、そうなりますと、選手宿舎より前にやるような感じになつていくんでしようかね。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 今議員おっしゃいましたように、周辺住民の方の御

理解もいただきながら進めて、できることなら早急につけていったほうがいいのかなと思っております。

○松村委員 分かりました。周辺住民の方としっかりと協議をして、またぜひともそういう設備ができると、防府の競輪場もさらにランクが上がってくるというか、レベルが上がるといいますか、もっと楽しめる、夜間も楽しめますので、ぜひとも宜しくお願ひいたします。

もう一個だけ最後なんんですけど、GⅡが令和8年の3月19日から22日の3日間で開催されるということです。予算書を見る限りでも92億円ほど売上げが増額になっていますし、入場料も前年度が715万円に対して、今回、1,184万円ということでかなり集中されると。GⅡクラスになると、多分県外からもかなりの人が来られて、恐らく町がぱんぱんになって、またその周辺も、ありがたい悩みになるんですけど、今度は、人がたくさん防府競輪場に来るという中で、やはり交通対策とかその他の混雑集中することに対する対策、こういったものというのを考える必要があると思うんですが、それについて何か今検討されていることがあるのであれば教えていただきたいと思います。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 GⅡの開催については、前回が平成27年の共同通信社杯以来で10年ぶりの開催となっております。それで、通常の開設記念のGⅢに比べて、やっぱり有名な選手が勢ぞろいするとか、規模が大きくなるんで、そういうお客様の混雑状況の対策というのは必要かと思います。駅からの送迎バスも今の状態よりも増便するようにはなろうかと思います。その辺の周辺の対策も、これからJKAとか全輪協という競輪の上部団体もあります。それらともいろいろ協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○松村委員 分かりました。しっかりと来ていただける人には楽しんで帰ってもらわにやいけないんですけど、やはりこういったファンが集中したり、混雑することによって、悪いもんもやっぱり出てきます。事故がないように、せっかくGⅡやってけが人が出たとかそういうふうにならんように、とにかく最後はいい形で、このGⅡを終えていただけるように要望して、質問を終わります。

○三原委員長 そのほかございますか。

○梅本副委員長 予算書の526ページお願いします。下段の雑入についてお聞きしますが、まずこの雑入が払戻金の端数ということで、先日御説明をいただいています。車券販売収入が大幅に増加を見込んでいる中で、雑入がなぜこんなに減少している予想なのかを教えてください。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 車券発売金収入が93億円伸びる一方で、3月補正

でも増額いたしました雑入について、8,700万円の減額ということでございますが、実際のところ、払戻金の端数切捨て金等につきましては、前年度と同じ7,800万円で計上しております。これは実際に蓋を開けてみないと分からないというところもありますので、歳入予算ということでもございますので、これについては増額がありましたら3月補正のほうで対応させていただきたいと考えております。

それから、今回減額で8,700万円ほど落ちております主な要因といたしまして、まず一番大きなところが、529ページの雑入の中の6の雑入でございます。ここが6年度につきましては、メインスタンド建て替え時に、今場外発売をするのも3場まで売れるところなんんですけど、それを4場に増やすと補助金が出ますよという仕組みが全国競輪施行者協議会のほうでありますて、それを活用させていただいたために、約5,000万円ほど令和6年度には頂いておりました。これが通常になりますて7年度になりますので、そういういた補助金の歳入がないということで、5,000万円ほど減額となっております。

それともう一つが、その1つ上の5の場外発売収入。これについては約3,700万円ほど減額にしておるところなんんですけど、3月補正のときの委員会でもちょっと御説明させていただいたところなんんですけど、最近インターネットの投票が増えておりまして、それが増える一方、場外発売が売上げが減る傾向にあります。その場外発売の売上げが減りますと、その手数料に当たる歳入が減ってまいりますので、そこで3,700万円ほど前年度と比べまして減額をいたしておるところでございます。

以上です。

○梅本副委員長 よく分かりました。今のインターネット収入が増えて、そして実際の競輪場で買う金額が減っているという中で、インターネット収入のほうの端数の払戻金の端数切り捨ても防府市に後々入ってくるものなんですか、どういうものなんでしょう。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 インターネットで買われた分で当たった場合の配当金につきましても、端数は防府市に入ってまいります。

以上です。

○三原委員長 すみません、今の払戻金の部分で端数切り捨て、少し説明をしてあげていただきたいんですけど。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 端数切捨て金というのが、当たった場合に配当で返ってくるのが10円単位になります。10円単位になりますので、10円未満の金額についてはそれが切り捨てられて、施行の開催のほうに戻るような仕組みになっております。ただ、それはそっくりそのまま収入というんじゃないなしに、いろんなサービスのほうに充当させていただいておりますので、有効に活用させていただいております。

○三原委員長 ありがとうございました。そのほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○三原委員長 ないようですので、議員間討議を行います。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○三原委員長 ないようですので、討論を求めます。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○三原委員長 討論を終結してお諮りします。本案については原案どおりこれを承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○三原委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第19号については全員一致で原案のとおり承認されました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 開議

○三原委員長 それでは、休憩を閉じて再開いたします。

議案第31号 防府市債権管理条例の制定について

○三原委員長 次に、議案第31号防府市債権管理条例の制定について、執行部の補足説明を求めます。

○宮本総務部次長 それでは、議案第31号防府市債権管理条例の制定について御説明いたします。

議案書の69ページをお願いいたします。

本市では、第5次防府市総合計画に各種未収金の一元管理による収入の確保を掲げ、令和4年度に防府市債権管理対策委員会を設置いたしまして、市の債権について管理徹底に取り組んでまいりました。

今後、債権管理の方法について、全庁的な手続の明確化・統一化を図るとともに、時効期間満了など将来にわたり徴収できない債権にも的確に対応していくため、債権の発生から放棄までの一連の手続を定め、市の債権管理の適正化と回収の効率化をより一層図ることを目的として、防府市債権管理条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容につきましては、議案書70ページからお願ひいたします。

第1条では、目的について。第2条については、用語の意義について。第3条について

は、他の法令との関係について定めております。第4条は、市長及び上下水道事業管理者の適正かつ効率的な債権管理の責務について定めるものでございます。

続きまして、第5条は、債権を適正に管理するための台帳整備について。第6条は、法令等に基づく督促について。そして第7条は、強制徴収債権における滞納処分や徴収猶予、滞納処分の停止について。第8条は、地方自治法施行令に基づき、非強制徴収債権における強制執行や徴収停止、免除等についてそれぞれ定めるものでございます。

続いて、73ページから74ページでございますが、第9条は、非強制徴収債権における債権放棄できる場合を1号から4号までお示ししております。

まず1号では、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。第2号では、相続人が限定承認をした財産価格と強制徴収によって回収できる見込み額を比較して、実質的な回収が不可能と想定されるとき。第3号では、破産法、会社更生法等により、債務者がその債務に対する責任を免れたとき。第4号では、法律上の争いがある債権において、勝訴の見込みがないものと決定したときを定めております。また、これにより放棄した場合は、議会へ報告することを定めております。

続いて、第10条は、市の債権管理事務を効率的に遂行する上で必要な限度において、債務者情報を同一の実施機関において利用することができるることを定めるものでございます。

最後に75ページでは、第11条は、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるものとを定めるものでございます。

条例の内容につきましては、以上でございます。

市といたしましては、本条例の運用と併せ、既存の債権管理対策委員会により、より一層の債権の適正管理に努めてまいります。

以上、御説明申し上げました。御審議のほうよろしくお願いいたします。

○三原委員長 ただいまの市の執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○宇多村委員 お世話になります。おはようございます。今の議案に対して関連でいろいろお尋ねいたします。

条例だけを見たらなかなか分かりにくいんですけども、以前もらっております本市における債権管理の取組についてという、この記載が一応分かりやすいので、これに基づいてお話ししさせていただきます。

債権については、いわゆる行政側に強制力のあるものとないものがありますよということで、強制的なものは、これにおいては公債権というふうに言われておって、これは国のルールに基づいて徴収できるから徴収率もいいし、徴収権を持っているからこそいろんな

特権が与えられております。それ以外、公債権と言われるものは、いわゆる市税であり、国民健康保険料、それと生活保護の返還金、下水道使用料というのが定められておりまから、ここら辺の税の未納については強制的に徴収することができるということですね。

それに対して徴収権の強制権のないやつが、いわゆる私債権というような説明になっています。この私債権と言われるものが、市営住宅の使用料、それと住宅資金の貸付金、水道料金、学校給食費、こういったものは無理やり徴収することができないということで、いわゆる市の収納課に勤めていらっしゃる方は、徴税吏員ということで強制権を特権的に持っております。

具体的に言えば、直接銀行に行ってその口座を押さえて徴収することができるまでの権利を持っているのが、いわゆる徴収権と言われるもので。

それに対して、私債権と言われるものが、徴収権の及ばないところだから、多分これが割と放置されて未納の分がたまっちゃったという状況なんですかね。

○片山収納課長 お答えいたします。

議員おっしゃったように、私債権についてはそういった強制力がないことから、滞納があるというのは事実でございます。公債権の中にも、非強制徴収債権というのがありまして、こちらについては強制力がございません。ただ、私債権のほうがやはり滞納が多いというのを事実でございます。

○宇多村委員 ありがとうございます。それによって、頂きました資料を見ると、いわゆる税外債権という部分の未納分が4億7,000万円近くあるんですよね。一番最終のページにちょっと。強制権の及ばない部分の未納が4億7,000万円ぐらいあると書いてあるんですが、これは、だから、そのままずっと今までほっておかれたということなんでしょうね。

○片山収納課長 ほっておいたというか、なかなか徴収することができなかつたというもんでございます。

○宇多村委員 ちょっと私の説明の仕方が悪かったんで、ほっておいたというよりは、最後にはどこかでけりをつけなくちゃいけないから、行政のほうが債権権利を放棄しなくちや、何ぼでもずっと残ってしまうからということですね。行政側とすれば、ずっと徴収の努力は続けると思っているんですけど、これ以上絶対納められないよという限界に達した時点では、それを清算しなくちゃならない。それをルール化しようというのが、この条例というふうな解釈でよろしいですかね。

○片山収納課長 この条例につきましては、まずどのようにして取っていくか、どのようにして回収していくかということも含めて定めております。最終的には、議員さんおっし

やったように、どのように放棄していくかというのを定めたものでございます。

○宇多村委員 ありがとうございます。県内の事例を見てみると、県内で条例を制定されているのが、平成27年、28年、30年で、山口、宇部、周南、6市ほど先行して条例定めているということでよろしいですかね。

○片山収納課長 5市ですかね。県とあと5市です。

○宇多村委員 県とあと5市ということで。あと一点、この条例に基づいて、実際納付の指導していかなくちゃいけないんですけど、これは公債権であれば収納課の職員がやられて、あと、それ以外の税目ですよね、市営住宅とか水道料金とか学校給食費関係ですよね。こちらがいわゆる私債権、強制徴収権のない費目になると思うんですが、こら辺の指導はどちらがやられるんでしょうか。

○片山収納課長 収納課で徴収する分については、強制徴収債権の中でも市税と保険料になります。そのほかの強制徴収債権、非強制徴収債権、それから私債権については各担当部署が徴収してまいりますので、それに対する助言等は、対策委員会のほうも含めてしっかりやってまいりたいと思っております。

○宇多村委員 分かりました。ありがとうございます。条例が定められた後には、収納課の職員はプロ集団でしょうから、それ以外の課の方はまたちょっと違うと思うので、ぜひ連携をよう取って、食い違いのないような条例を施行してください。よろしくお願ひいたします。

○重田委員 御説明ありがとうございます。この条例で各課で収納課を中心に徴収事務をされていたところ、ほかの先ほどありました市営住宅の関係とか、子育て関係とか、一定のルールが設けられることで評価をしております。

特に非強制徴収債権のほうなんですけれども、これ担当しておったので特に思いがあるんですが、過去の産物のように非常に金額も多く残っておりまして、滞納される方いろんな方がいらっしゃって、圧力が強い方から、本当にお金がなくて困っていらっしゃる方まで様々いらっしゃるんですけども、この一定のルールでもう取れないよというものを落としていただきことで、ただ、これは議会に報告しなければならないというふうにあるので、安易に落とされるということはないとは思うんですけども、このルールをしっかりと徹底していただくように要望いたします。

以上です。

○松村委員 まず初めに、これは令和2年に民法の大幅な消滅時効に対する改正があって、これからこういう流れがてきたのかということがまず一点確認と。

私も長くやっていまして、こういった滞納をなかなかずっと、古いとき、今はもうない

んかどうか分かりませんけど、同和の関係のかなり何十年とあって、これが処理し切れなくて困っているという職員からもそういった話も聞いておりました。私は今、上がっている勉強会の資料を見させていただいていますが、4ページに4億7,000万円何がしということで金額が上がっております。結局これのほとんどが、実際回収が不可能ということなのか、これもまた確認させてください。2つ目の確認です。

それと、今回の民法の2020年の改正によって、債権、権利を行使することができる事を知った日から5年間行使しないと消滅しますよとか、権利を行使することができるときから10年間行使しないときとか、債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができるときから20年間行使しないときは、時効によって消滅すると、いろいろ書いてあります。

実際、今5ページに債権管理条例具体的な流れというのが書いてありますて、本当は理想的な姿はちゃんと期限内納付することと、当然のことなんですけども、滞納があった場合、催告、督促とあって、その流れの中で徴収の猶予があつたり、強制執行があつたりと書いてあるんですけど、この督促においては、この法律に基づく限りの5年とか10年とかありますけども、そこまで追つていって最終的に放棄するという流れになるのか。それとも、これはもう無理だと、途中でどこかで決断をして、停止、免除というか、時効、放棄、そして議会報告という流れになっていくのか。その辺のところの判断の部分ですよね。法律どおりにいくんであれば、そこまで毎年毎年催告していくんでしょうけど、明らかにこれは無理だという市の執行部の中で判断されてやられるんであれば、そういう考え方のフロー、その辺をちょっと教えてください。3点ほどお願ひいたします。

○片山収納課長 まず第1点目ですね、民法による動きかということの御質問でございますが、こちらのほうは、平成27年頃に県のほうが債権条例というのをつくりました。それの大体流れを受けて他市もつくつていったところです。ちょっと防府は遅ればせながらなんですが、同様にきちんとした流れをつくつていこうということで、今回条例を出させていただいたという経緯でございます。

2点目ですね、私債権とか非強制徴収債権で高額になっていて、これが徴収できないのかということなんですが、時効が来ているものが多くございまして、ちょっと徴収できないものというのは多いというのがお答えになります。

3点目です。このフローの流れの中で、最終的に放棄とか時効とかというまで待つかということなんですが、これについては条例の中にも徴収停止とか、執行停止とかそういったことがございます。だから、その状況に応じては、時効を待たずに停止するということは、最終的に時効まで来て、債権がなくなるというような形にならうかと思います。

○松村委員 2点目のはうなんですけど、今4ページに上がっている4億7,000万円は、時効がほとんど来ていると思ってよろしいんですかね。そこをもう一回、すみません、確認で。

○片山収納課長 額の大きいものですね、私債権の上から3つ、災害援助金などは時効が来ているものが多いと思います。

○松村委員 分かりました。今までのはとにかくこれで整理してしまって、今からは、具体的な債権管理条例の流れに沿ってやっていくということで、途中でこれは駄目だと思ったら停止して、時効まで待って終わりと。こういう形で、今後、職員さんの方も少しは楽になるんかなと。大変重荷だったんじゃないかと思いますけども。分かりました。十分理解しましたので、今後適正にそういった債権管理のほうをよろしくお願ひいたします。

○三原委員長 ほかにはございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかござりますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 討論を終結してお諮りします。本案については原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第31号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、当委員会に付託となりました案件の審査を終了いたします。

ここで執行部の入替えのため暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

(予算委員会総務分科会開)

午後0時30分 開議

○三原委員長 続きまして、これより総務委員会を開催いたします。

前回、12月の総務委員会において、閉会中の継続審査について御協議いただき、レジュメに記載しております6項目となっておりますが、本日、新年度予算を御審議いただきましたが、この閉会中の継続審査に新たに追加する事項はございますか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○三原委員長 それでは、ないということで決しました。

以上、総務委員会を散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 0 時 30 分 散会

防府市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 11 日

防府市議会総務委員長 三原 昭治